



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# 重要事項説明書

契約概要/注意喚起情報

2026.1改定

# 個人年金保険 [無配当] (無選択加入特則付加)

ご契約前に必ずご確認いただきたい大切な情報を記載しています。

内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命



# この冊子には、 ご契約前に必ずご確認いただきたい 大切なことからを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。  
お申し込みいただいた後も大切に保存いただき、各種お手続きなどの際にご活用ください。

## 契約概要

P.1～P.3

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

商品の特長・仕組み	P.1
主契約の保障内容	P.2
特約の保障内容	P.3
その他ご確認いただきたい事項	P.3

## 注意喚起情報

P.4～P.11

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

## その他の重要事項 P.12～P.13

ご契約のお申込みに際して、ご確認いただきたい事項を記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)については、裏表紙をご確認ください。

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➡「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。

## 個人年金保険 [無配当]

2026.1  
改定

### (無選択加入特則 付加)

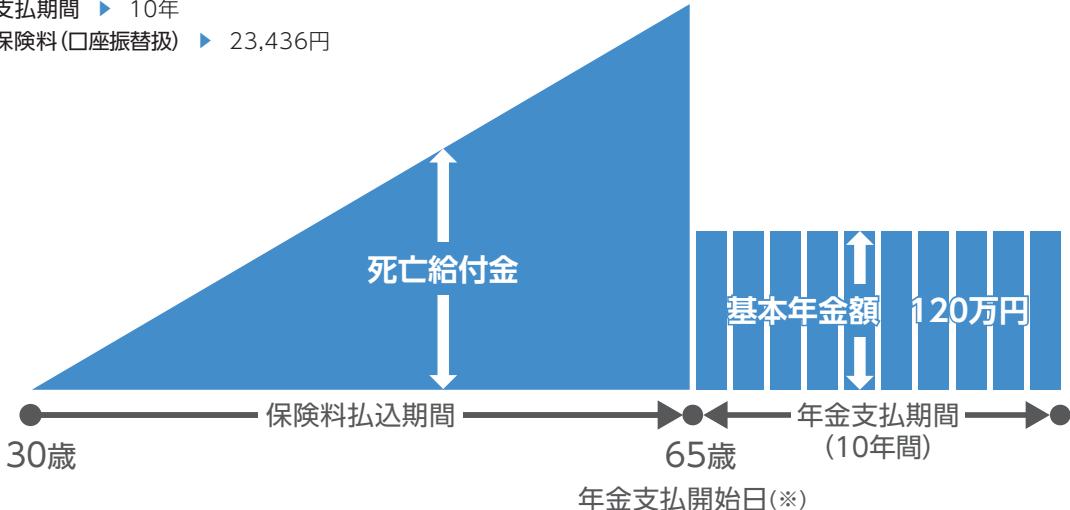
特長

- 年金支払期間中、毎年の年金支払日を迎えるごとに所定の年金額をお受け取りいただけます。

仕組み

ご契約例 (計算基準日:2026年1月23日)

- ご契約年齢 ▶ 30歳(男性)
- 年金支払期間 ▶ 10年
- 月払保険料(口座振替扱) ▶ 23,436円



(※)被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。



- この保険は、年金支払開始日前の死亡給付金額を既払込保険料相当額に抑え、その分年金額が多くなるように設計された商品です。このため、将来の年金支払のために積み立てた金額(責任準備金額)が既払込保険料相当額を上まわる場合でも、死亡給付金額は既払込保険料相当額となります。
- この保険は、ご契約に際して、健康状態等の告知や医師の診査を不要としています。  
(入院中または余命宣告を受けている方等を被保険者とするお申込みはお取扱いできません。)

➡この保険に付加できる特約については、➡P.3をご参考ください。

#### 解約返戻金

- 年金支払開始日前のみ解約することができます。
- 解約返戻金額は、契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- 解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料相当額(死亡給付金額)を下まります。また、将来の年金支払のために積み立てた金額(責任準備金額)が既払込保険料相当額を上まわる場合でも、解約返戻金額は、既払込保険料相当額を限度とします。

#### 契約者配当

- この保険には、契約者配当はありません。

# 主契約の保障内容

年金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする年金等	ご注意事項
年金	年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	<u>基本年金額</u>	下記 <b>1</b>
	年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	<u>年金支払期間中の未払年金の現価</u>	下記 <b>1</b>
死亡給付金	年金支払開始日前に死亡したとき	<u>既払込保険料相当額</u>	下記 <b>2</b>

## 〈ご注意事項〉

### 1 年金について

- この保険における年金の種類は、確定年金です。
- お申出により、将来の年金の支払に代えて、年金の一括払をお取扱いします。この場合、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。
- 未払年金の現価について、以下の点にご注意ください。
  - ・未払年金の現価は将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算されます。
  - ・年金支払開始日に未払年金の現価を一括してお受け取りになる場合、ご契約の内容によっては、未払年金の現価はお払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。
  - ・同様に、年金支払開始日後に、「被保険者の死亡」または「年金の一括払のご請求」により未払年金の現価をお受け取りになる場合、それまでにお受け取りになった年金の合計額と未払年金の現価を合計した金額が、お払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。
- 被保険者と年金受取人が同一人である場合、第1回年金のご請求の際に、死亡時未払年金受取人を指定いただくことができます。この場合、年金支払開始日以後に被保険者が死亡したときは、死亡時未払年金受取人に未払年金の現価をお支払いします。

### 2 死亡給付金について

- 死亡給付金のお支払額について、以下の点にご注意ください。
  - ・将来の年金支払のために積み立てた金額(責任準備金額)が既払込保険料相当額を上まわる場合でも、死亡給付金として既払込保険料相当額をお支払いしますので、死亡給付金のお支払額は、責任準備金額を下まわることがあります。
  - ・既払込保険料相当額は、実際に保険料をお払い込みいただく際に口座振替を利用することなどに伴う割引を適用する前の保険料にもとづいて計算されます。このため、既払込保険料相当額は実際に払い込まれた保険料の合計額よりも若干大きくなります。

# 特約の保障内容

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。

## 1 個人年金保険料税制適格特約

- 次の条件をすべて満たす場合、この特約を付加することにより、「個人年金保険料控除」として保険料の一定額が所得控除の対象となります。(2026年1月現在の税制によります。)
  - ・年金受取人はご契約者またはその配偶者であること
  - ・年金受取人は被保険者と同一人であること
  - ・保険料払込期間は10年以上であること
  - ・年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること
- この特約を付加した場合、上記の条件を満たさなくなるようなご契約内容の変更はできません。

## 2 指定代理請求特約

- 被保険者である年金受取人が、病気やケガにより年金を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として年金を請求することができます。
- 指定代理請求人は、年金の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・被保険者の直系血族
  - ・被保険者の3親等内の親族
  - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
  - ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して年金をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても年金をお支払いしません。

# その他ご確認いただきたい事項

## ご検討に際してご留意いただきたい点

- この保険には、所定の障害状態に該当した場合に保険料の払込みを免除するお取扱いはありません。
- 「免責事由に該当した場合」「重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、年金・給付金等のお支払いができない場合があります。  
詳細は、 注意喚起情報「6.年金・給付金等をお支払いできない場合があります。」P.8をご参照ください。
- 死亡給付金額および解約返戻金額は、責任準備金額を下まわる場合があります。
- 実際のご契約内容(年金支払期間・基本年金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

## 生命保険に関するご相談・お問い合わせ

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 | 平日 9:00~18:00／土曜 9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは  
超保険カスタマーセンター

 0120-323-523

受付時間 | 平日・土日祝日 9:00~18:00  
(年末年始を除きます。)

# 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、[「ご契約のしおり」](#)、「[約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

## ✓ クーリング・オフについて

→「[ご契約のしおり\(ご契約に際して\)](#)」P.21~

1

## クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます。



知っておいてください。

- お申込者またはご契約者は、「[ご契約のお申込日](#)」または「[第1回保険料相当額の領収日\(※1\)](#)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(※2)であれば、郵便または当社ホームページでクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。  
(※1)第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した日をいいます。  
(※2)「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「[ご契約のお申込日](#)」から、その日を含めて8日以内となります。

### クーリング・オフができない場合

- ①既契約の内容変更の場合      ②債務履行の担保のための保険契約である場合

### クーリング・オフのお申出方法

- クーリング・オフのお申出は郵便または当社ホームページで行うことができます。

#### 【郵便でお申出いただく方法】

- ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号  
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

#### 【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ) •

③住所 東京都××区○○○○○

④電話番号 03-\*\*\*\*\*-\*\*\*\*\*

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXX

⑥取扱者／代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行xx支店 普通○○○○○○○○○

口座名義人 アンシン タロウ •

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)  
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料  
をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約  
者本人名義の口座に  
限ります。

### 【当社ホームページでお申出いただく方法】

- ・当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意しております。入力要領にしたがってお申出ください。クーリング・オフは入力内容の送信時に効力が生じます。
- ・お申出フォームは、当社ホームページから「クーリングオフ」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

### クーリング・オフに関するご注意

- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申出の際に死亡給付金のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申出の際に、お申込者またはご契約者が死亡給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

### ✓ 告知について

## 2

### 健康状態等の告知は不要です。



- この保険は、ご契約に際して、健康状態等の告知を不要としています。
- 入院中または余命宣告を受けている方等(※)を被保険者とするお申込みはお取扱いできません。また、保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。  
(※)入院予定が明らかな方や所定の介護施設に入所中または入所予定のある方も同様のお取扱いとなります。
- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。



この保険は、無選択加入特則を付加していますので、ご契約に際して、健康状態等の告知を不要とする代わりに、所定の障害状態に該当した場合に保険料の払込みを免除するお取扱いはありません。

## 3

## 保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが完了した時から開始します。



知っておいて  
ください。

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

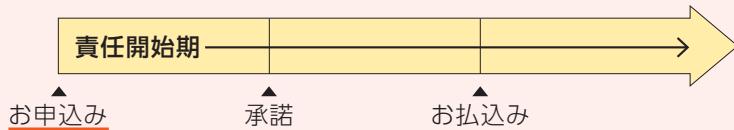
第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①「責任開始期に関する特約」を <u>付加する</u> ご契約 (お払込方法が <u>口座振替</u> )の場合	ご契約のお申込みを受けた時(※1)
②「責任開始期に関する特約」を <u>付加しない</u> ご契約 (お払込方法が <u>口座振替以外</u> )の場合	<u>第1回保険料相当額のお払込みが完了した時</u> (※2)

(※1)「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

(※2)第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

## 【責任開始期の例示】

上表①の場合



上表②の場合



- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

保険料の払込みについて

「ご契約のしおり(保険料について)」P.35~

4

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の  
第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。



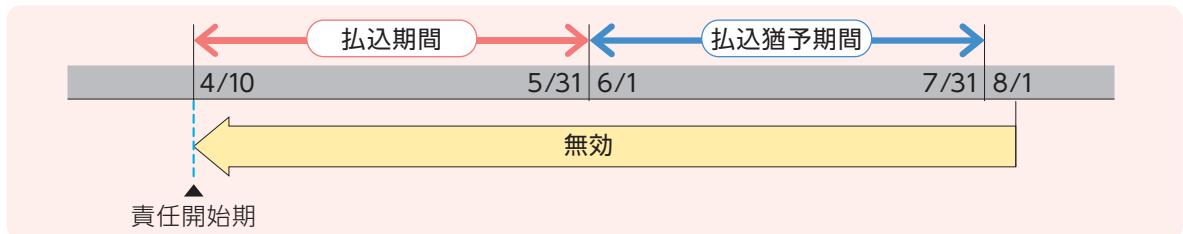
ご注意  
ください。

- 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようにになります。

払込期間(保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

- 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

【例:払込期間と払込猶予期間】



保険料の払込みについて

「ご契約のしおり(保険料について)」P.35~

5

第2回以後の保険料は、  
払込期月内に当社へお払い込みください。



ご注意  
ください。

払込猶予期間、ご契約の失効、保険料の振替貸付について

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。  
(※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。
- 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめご契約者から特に反対のお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。  
立替利息は当社所定の利率で計算します。(複利計算)

【例:払込期月と払込猶予期間】



ご契約の復活について

- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

## 6

### 年金・給付金等をお支払いできない場合があります。



- 次のような場合には、年金・給付金等のお支払いができません。
  - ・死亡給付金について免責事由に該当した場合  
例:責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき  
ご契約者または死亡給付金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など
  - ・詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、年金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
  - ・「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
  - ・重大事由によりご契約が解除された場合  
例:死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき  
ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
  - ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

## 7

### 年金・給付金等のご請求にあたってご注意いただきたいこと。



- 年金・給付金等の支払事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

#### 保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間

平日 9:00~18:00／土曜9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

年金・給付金等のご請求に関するご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することができますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる年金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



解約について

⇒「ご契約のしおり(ご契約後について)」P.40~

## 8

### 解約の際にはご注意ください。



- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- この保険は、年金支払開始日前のみ解約することができます。解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料相当額(死亡給付金額)を下まわります。また、将来の年金支払のために積み立てた金額(責任準備金額)が既払込保険料相当額を上まわる場合でも、解約返戻金額は既払込保険料相当額を限度とします。このため、解約返戻金額は責任準備金額を下まわることがあります。

その他ご留意事項

⇒「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.45~

## 9

### 生命保険会社が破綻した場合等には、年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- 保険会社の業務もしくは財政の状況の変化により、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになりますが、この場合にも、ご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。

## その他ご留意事項

10

### ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



ご注意  
ください。

- 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

#### 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

#### 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)  
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
- 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
  - ・がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
  - ・介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます。)：契約日から1年間を不担保期間とします。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなることがあります。

#### その他のご注意事項

- 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
  - ・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
  - ・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「契約締結前交付書面」、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

各種窓口について

11

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください。



知っておいてください。

当社のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 | 平日 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは  
超保険カスタマーセンター

 0120-323-523

受付時間 | 平日・土日祝日 9:00～18:00  
(年末年始を除きます。)

当社へのご不満・ご要望

当社へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。  
お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

あんしん生命 お客様相談コーナー

 0120-630-077

受付時間

平日 9:00～17:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 お問い合わせ先

ホームページアドレス

<https://www.seijo.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

# その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、  
**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

### 〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することができます。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することができます。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することができます。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

## 支払査定時照会制度

「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.47

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。
  - (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
  - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
  - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金額、各特約内容、保険料および払込方法
- (※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

## Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

### Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

### Web約款の閲覧方法

#### STEP1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 以下のURLを入力するか、「あんしん生命 Web約款」で検索してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/>

あんしん生命 Web約款 

#### STEP2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

お申込みをご検討中のお客様 を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

ご契約中のお客様 を選択した後、該当する①「保険種類」および②「ご契約日」(※)を選択してください。

(※)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

- 2 右記のコードを読み取ってください。



- 3 当社ホームページのトップページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) から Web約款 をクリックしてください。

#### ご契約中のお客様

- 保険証券などで保険種類およびご契約日（中途付加された特約の付加日）をご確認のうえ、該当する「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
- 一部掲載されていない「ご契約のしおり・約款」もございます。その他Web約款の詳細については「[ご注意事項](#)」をご確認ください。



#### 個人年金保険・こども保険・養老保険

- ①保険種類を選択  
 個人年金保険（無選択加入特則付加）【無配当】
- ②ご契約日を選択  
契約日 2026年（令和8年）1月23日～ [4,249kb]  
契約日 2015年（平成27年）7月2日～2016年（平成28年）10月1日 [7,561kb]

(\*)上記の画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

### カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは  
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは  
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日・土日祝日9:00～18:00  
(年末年始を除きます。)

<取扱者／代理店>  
<事務代行会社>



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>